<保育の必要性の認定基準表>

保育を必要 とする事由	詳細	保育の 必要量	利用可能期間	必要書類
就労 (予定)	月120時間以上の就労	標準時間	·就労している期間	就労証明書 ※自営業等の場合は、 別途証明書類
	月48時間以上120時間未満の就労	短時間		
妊娠・出産	出産・妊娠のため、保育ができない	標準時間	出産予定日の8週前の日が属する 月の初日から出産後8週を経過す る日が属する月の末日まで	母子健康手帳 ※表紙と分娩予定日が分 かるページの写し
疾病・障がい	疾病・傷病による入院や療養、各種 障害者手帳を保有する障害者等	状況による	証明書等の期間の開始月の初日 から期間を経過する日が属する 月の末日まで	申立書 及び 医療機関等証明書 障害者手帳の写し等
親族の 介護・看護	親族の介護・看護のため、保育がで きない(病院付き添い、自宅療養等)	状況による	証明書等の期間の開始月の初日 から期間を経過する日が属する 月の末日まで	申立書 及び 医療機関等証明書 障害者手帳の写し等
災害復旧	災害復旧活動のため、保育ができな い	標準時間	必要な期間	申立書
求職活動 (起業準備)	求職活動(起業準備)により、日中の 外出を常態とするため、保育ができ ない	短時間	入所日から3か月を経過する日が 属する月の末日まで	申立書 及び 職安証明書等
就学 技能習得等	就学・技能習得等(職業訓練を含む。)のため、保育ができない	状況による	就学等の期間	申立書 及び 在学証明書 及び 時間割表等
DV・虐待	DV等からの避難のため、保育がで きない	標準時間	必要な期間	事実を証明できる書類
育児休業取得時 の継続利用	育児休業取得時に既に利用している 児童の継続利用が必要	短時間	育児休業終了日が属する月の末 日まで	就労証明書

【備考】

- 1保育の必要量における「標準時間」は最大11時間、「短時間」は最大8時間の保育が可能であることを指します。
- 2 父母それぞれについて上記に基づき保育の必要性について判断します。 いずれか一方でも保育の必要量が短時間となる場合は、当該児童の利用可能時間は短時間となります。
- 3 慣らし保育期間(1か月程度)を考慮し、育児復帰予定の者については、最短で復帰予定日の前月初日から利用できます。
- 4 求職活動の理由で利用を希望し、3か月を経過する日以降の継続利用を希望する場合は、再度認定申請が必要です。 ※ 内定先の倒産や内定取消し、不慮の事故等による活動休止など、やむを得ない場合は期間を延長できる場合があります。
- 5 保育の必要量は、通勤に要する時間を加えた時間とします。